

大

厚生労働省発履児 0807 第1号

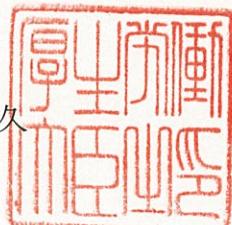
労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱（女性労働基準規則の一部改正に係る部分）」について、貴会の意見を求める。

平成26年8月7日

厚生労働大臣 田村 憲久



労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 (略)

第二 特定化学物質障害予防規則の一部改正

一 クロロホルム等の追加等

「エチルベンゼン等」を「特別有機溶剤等」とし、特別有機溶剤等に次に掲げる物（以下「クロロホルム等」という。）を追加し、特定化学物質障害予防規則の規定を適用するものとすること。

(一) クロロホルム、四塩化炭素、一・四ジオキサン、一・二ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、一・一・二・二テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトン

(二) (一)の物のいずれかをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤等

(三) (一)の物をそれぞれその重量の一パーセント以下含有し、かつ(一)の物、エチルベンゼン、一・二・ジクロロプロパン又は有機溶剤と合わせてその重量の五パーセントを超えて含有する製剤等（以下「クロロホルム等有機溶剤混合物」という。）

## 二　（略）

### 第三 女性労働基準規則の一部改正

使用者が妊娠中の女性を就かせてはならない業務に、スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）又はトリクロロエチレンを発散する場所において行われる業務であつて、特定化学物質障害予防規則の規定による作業環境測定の結果、第三管理区分に区分された作業場におけるものを追加するものとすること。

### 第四 その他

様式の改正等、所要の規定の整備を行うこと。

### 第五 施行期日等

#### 一 施行期日

この省令は、平成二十六年十一月一日から施行すること。

#### 二 経過措置

この省令の施行に関し必要な措置を定めること。